

山梨日本語ボランティアの会 会則

第1条 (名称)

本会は、山梨日本語ボランティアの会 (Yamanashi Nihongo Volunteers)
略称〔Y N V〕と称する。

第2条 (目的)

本会は、外国人との共生を願い、外国人への日本語指導・支援の活動をとおして、
世界の人々と交流を図り、国際理解と国際平和に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 在県外国人等を対象とする「日本語講座」の開催
- 2 日本語指導者・支援者の研修に関する事業
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (組織)

本会はその趣旨に賛同する個人で組織する。

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
副会長 2名
監 事 2名
地区役員 地区ごとに次の地区役員をおく
甲府地区 3名 峡中地区 2名 峡東地区 2名
峡南地区 2名 峡北地区 2名
事務局 事務局長 1名 会 計 1名
事務局員 (通訳を含む) 若干名
- 2 会長・副会長・事務局長・会計で執行部を構成する。
- 3 副会長は地区役員を兼ねることができる。
- 4 地区役員は会計・事務局員を兼ねることができる。

第6条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・監事・事務局長・会計・事務局員は役員会で推薦し、総会において選出する。
- 2 地区役員は各地区会員の互選とし、総会において承認を得るものとする。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 会計は会の会計事務をとり行う。
- 4 地区役員は役員として会の企画立案を行い各地区に関わる会務を分掌する。

5 監事は本会の会計を監査する。

第8条 (役員任期)

役員任期は次のとおりとする。

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 2 補充によって就任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

第9条 (会議)

本会の会議は次のとおりとする。

- 1 本会の会議は、総会・執行部会・役員会および地区会とする。
- 2 総会は、会の最高決定会議とし、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
- 3 執行部会・役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 4 地区会は必要に応じて各地区の地区役員が招集する。
- 5 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第10条 (会費)

本会の年会費は3,500円とする。

第11条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第12条 (事務所)

事務所は甲府市内またはその近郊市町村に置く。

第13条 (規約の改正)

規約の改正は役員会を経て総会において行う。

第14条 (委任)

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は役員会の協議を経て会長が定めるものとする。

細 則

県内を次の6地区に分け、各地区活動を行う。

- * 甲府地区 [甲府市(ただし、中道町の一部を除く)]
- * 峡中地区 [南アルプス市・中央市・昭和町]
- * 峡東地区 [笛吹市(芦川村および甲府市中道町の一部を含む)・山梨市・甲州市]
- * 峡南地区 [市川三郷町・増穂町・鰍沢町・早川町・身延町・南部町]
- * 峡北地区 [韮崎市・北杜市・甲斐市]
- * 東部・富士北麓地区 [富士吉田市・大月市・河口湖町他]

付 則

この会則は平成6年5月1日から施行する

- | | |
|--------------------|--------------------|
| * 平成7年7月16日会則一部改正 | * 平成10年6月28日会則一部改正 |
| * 平成12年5月13日会則一部改正 | * 平成14年4月28日会則一部改正 |
| * 平成15年4月26日会則一部改正 | * 平成16年4月25日会則一部改正 |
| * 平成17年4月24日会則一部改正 | * 平成18年4月23日会則一部改正 |
| * 平成19年4月22日会則一部改正 | |